

加須市地域公共交通会議設置要綱 改正の概要

協議事項 1 で決定したデマンド型乗合タクシーのエリア統合及び循環バスの路線変更に関し、利用料金の変更がない場合であっても、道路運送法第 9 条第 4 項に基づき、運賃協議会での協議が必要です。

これを受け、加須市地域公共交通会議設置要綱を改正し、運賃協議会（運賃協議部会）を設置します。なお、本改正にあわせて、要綱の文言整理も実施いたします。

1 運賃協議会の設置（第 8 条 部会 の追加）

道路運送法第 9 条第 4 項の規定に基づき、運賃等の協議を行う「運賃協議会」を設置する。本協議会における協議を経ることにより、運賃改定等の手続きが可能となる。

なお、運賃協議会の設置に係る規程については、会長が別に定めるものとする。

（部会）

第 8 条 交通会議は、必要に応じ部会を置くことができる。この場合において、道路運送法第 9 条第 4 項に規定する運賃等の協議をするときは、運賃協議部会を置くものとする。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

道路運送法 抜粋

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

2 第4条第1号委員を副市長に限定しない

副市長が不在時においても地域公共交通会議を円滑に開催できるよう、委員の対象を「副市長」から「市長又はその指名する者」へと拡大する。

ただし、副市長が在職している場合には、引き続き副市長を委員として指名する者とする。

また、当会議には副会長が置かれてない現状を鑑み、会長が欠けた際の職務代理体制を強化する。具体的には、第6条第3項の規定を改め、市長が後任の会長を指名するまでの間、総合政策部長がその職務を代理できる体制とする。この際、代理対象を「委員」から「者」へとすることで、柔軟な運用を可能とする。

(組織)

第4条 交通会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 市長又はその指名する者

(2) ～ (7) 略

(会長)

第6条 会長は、第4条第1号の者とする。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める者がその職務を代理する。

3 その他(規定の整理)

要綱全体における文言の適正化及び実態に合わせた見直しを行う。

① 委員の選任対象について、実態に合わせ「代表者」以外も含まれるよう規定を改める。

② 委員構成の要件について、表現を「及び」から「又は」に改める。

③ 組織名について、関係機関の正式名称に合わせるなど表記を改める。

(組織)

第4条 交通会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 略

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又は当該事業者が指名する者・・・①

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又は当該事業者が指名する者・・・①

(4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体又は当該団体が指名する者・・・①

(5) 住民又は利用者の代表者・・・②

(6) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者・・・③

(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又は当該団体が指名する者・・・①

(8) 前各号に掲げる者のほか、道路管理者、警察関係者、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者・・・③

④ 会長が議長を務める規定に基づき、当該条文の呼称を「会長」から「議長」へ統一する。

(会議)

第7条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 前各項の規定にかかわらず、緊急を要するとき、その他やむを得ない事由があると議長が認めるときは、書面による決議をもって会議の議決に代えることができる。